



大阪市立栄小学校「学校いじめ防止基本方針」

(大阪市立栄小学校いじめ対策委員会)

1 いじめの定義

■ 「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対処となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

【いじめ防止対策推進法 第2条】

2 本校の基本方針のポイント

『大阪市いじめ対策基本方針へ子どもの尊厳を守るために～』に則り、本校では、「いじめは、どの学校どの学級でも起こり得る」という認識のもと、学校教育目標である「自他を大切にし、夢と希望の実現に向かって取り組む子ども」の育成のため、栄小学校「いじめ防止基本方針」を策定する。

未然防止について最優先に取り組むとともに、いじめの事案に対して早期発見・早期解決をめざす本校の基本方針として以下の3点をあげる。

- 「いじめはどの学校、どの学級でも起こり得る」との認識のもと、教職員が常にいじめを認知しようとする姿勢を持続する。
- 未然防止・早期発見のための取組をすすめる。
- 家庭・地域や関連諸機関との連携を図る。

本校の集団育成をはじめとして学校生活全体において、以下のような基本的な姿勢のもと取り組みを推進する。

(1) いじめをゆるさない雰囲気の醸成

いじめに関する課題に主体的に向き合う機会を設け、いじめをゆるさず、阻止するという強い意識といじめを解決できる力を持った集団の育成により、「いじめを許さない学校・学級づくり」を実現する。そして、すべての教育活動の中で、規範意識の醸成と道徳性、社会性の伸長をめざす。

(2) 自己肯定感の醸成

思いやりをはぐくむ集団の育成をめざし、すべての教育活動を通して「違いを認め合い、自分も他人も同じように尊重できる心」を育む。いじめは、決して許されないことであり、いじめをはやしたり、傍観したりする行為もいじめと同様に許さない等、いじめに対する正確な知識を伝え、その知識のもと、健全な態度で行動できる児童の育成に努める。

ゆたかな体験活動を通して心の教育と温かい集団作りをめざし、体験活動や自主学習を積極的に推進し、「命の大切さを実感させる」「他人を思いやる心を育てる」など、人間関係や生活経験を豊かなものにする取り組みを進める。また、学級活動や行事等を通して、児童一人一人が「友だちを信じて信頼関係を築く」取り組みを推進する。

(3) 授業の充実

学力保障と生活指導の両面からきめ細かい支援を行うとともに、少人数授業・習熟度別授業・TT等、児童の実態に応じた授業形態を工夫するなど指導方法の工夫に努める。また、放課後学習の取り組みにより、放課後などに自分で学習していくとする意欲を醸成させるとともに、グループ学習等もとりいれ、自主的に学習していく中で、ともに学びあう学習集団の育成に努める。

3 いじめの未然防止についての取り組み

「いじめはどの児童にも起こり得る、どの児童も被害者にも加害者にもなりうる」という考えを踏まえ、全ての児童を対象にいじめに向かわせないための取り組みを全教職員で進める。そのために研修会の機会を持ち、共通の認識を持てるように努める。いじめが行われず、すべての児童が安心して教育活動に取り組んでいけるように、保護者や地域関係諸団体との連携を図りながら、学校全体でいじめ防止に取り組むとともに、いじめが疑われるときは、適切かつ迅速にこれに対処し、防止に努める。未然防止の手立てとして、道徳教育はもとより、児童会活動やたてわり班での活動等を通して、学級以外での活動も多く取り入れ、学校全体での仲間作りを進める。

4 いじめの早期発見についての取り組み

学校全体でいじめ防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する。日頃より児童の観察をおこない、顔色の変化や友人関係の変化に気を配り、様子がいつもと違うようなことがあれば、声かけや周りの友人からの聞き取りを通して、早期の発見を心掛けるようにする。

① いじめに関する調査など

- ・月1回以上の情報交換会を実施し、児童の様子を全教職員で共通理解を図る。
- ・平素から児童の交友関係などを細かく把握し、変化やいじめのサインを見逃さないようにする。
- ・児童対象のアンケート
- ・連絡帳等による保護者からの連絡
- ・教職員との会話

② いじめ相談体制

- ・スクールカウンセラーの活用
- ・大阪市こども相談センター等の教育相談窓口との連携
- ・いじめ・体罰ホットラインなど、校外の相談施設を保護者に周知する。

③ いじめを見抜く教師の資質の向上

- ・いじめ防止の対策のための研修会を開く、いじめに対する教職員の感覚を磨く。



①実態把握

- ・指導に当たっては、当該児童双方及び周辺の児童から事情を聞き取り、関係教職員で情報を共有し、全体像を把握し、指導体制、方針を明確にする。
- ・指導方針の共通理解のもと、児童、保護者に対応する。事案に応じては、教育委員会や関係諸機関と連携を図る。

②児童・保護者への指導

- ・当該児童より、状況や気持ちを十分に聞きとる。
- ・いじめられた児童の不安を取り除くために、共感的に受け止めていく。
- ・いじめた側については、非人道的な行為であることやいじめられた側の気持ちを十分に認識させる。
- ・それぞれの保護者に事実関係や相手の児童や保護者の気持ちを伝える。

③周囲の児童への指導

- ・当該児童のプライバシーに十分配慮する。
- ・学年・学校全体の問題として、再発防止に努める。



- ①通常学級担任と特別支援学級担任の連携を密に行い、それぞれの学級での発言内容、表情、及び行動の変化等について情報交換をする。また、個別の指導計画の内容を共通のものとし、指導方針を全教職員で共有する。
- ②常に教員の目が行き届くように清掃活動や給食の準備等、担任一人で支援しきれないときは、他の教職員全体で配慮していく。
- ③全教職員での情報共有に向け、特別支援連絡研修会等を月1回開催する。
- ④保護者との連携を密に行い、家庭での発言内容や表情及び変化等について情報を得る。



① 未然防止

- ・インターネットやソーシャルメディアの特殊性による危険トラブルについて、最新の動向を把握し、情報モラル教育を実施する。
- ・児童・保護者・地域への啓発活動を推進する。

② 早期対応

- ・インターネットやソーシャルメディア利用によるいじめを認知した場合は、書き込み画像の削除等迅速な対応をとる。
- ・事案によっては、警察や法務局等の関係諸機関と連携する。

○ いじめ対策委員会の設置

<目標>

いじめ等の問題が発生した際にその問題の解決に向けたり、それに係る様々な取り組みの推進に向けたりして、本委員会を開催する。

<構成>

管理職・教務主任・人権教育部長・生活指導部長・養護教諭・(学年主任、担任)

※事案に応じて関係教職員を加える。

<役割>

- ・学校基本方針に基づく具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。
- ・いじめの疑いに関する情報や、児童生徒の問題行動に関わる情報の収集や記録、共有を行う。
- ・いじめの疑いに係る情報があった場合には緊急会議を開催し、迅速な情報の共有、関係児童生徒への事情聴取、指導および支援の方針の決定、保護者との連携を行う。
- ・いじめ防止基本方針を公表するなど学校の指導方針等について理解を得られるよう積極的な情報発信に努めるとともに、保護者・地域と緊密に連携するよう努める。
- ・保護者・地域に対して、いじめ問題の重要性の認識を広めるように啓発活動に努める。

<原則>

- ・いじめ対策にかかる年間計画の作成、実行、検証、修正を行う。
- ・問題の発見、解決は一刻、一瞬を大切にして早期の対応を原則とする。
- ・解決の方向は、具体的な方法で示す。
- ・問題には、全教職員一致して当事者として対応する。
- ・問題が発生したら、解決を確認するまで追求する。
- ・解決の確認は校長があたる。
- ・本会議の審議のうち、「個人名」「家庭の事情」等必要とみなされるものは非公開とする。

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。

- ① 重大な事案が発生した旨を大阪市教育委員会に速やかに報告する。
- ② 大阪市教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ③ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。